

総務課長
認印



第4回（臨時）沖縄県教育委員会

1 日 時 平成20年3月5日 15時58分～17時04分

2 場 所 教育庁第三会議室

3 出席者

委員	伊元委員（委員長） 東委員 中山委員 比嘉委員 鎌田委員 仲村委員（教育長）	(欠席委員)
教	統括監等	教育管理統括監、参事
育	課長及び 班長等	総務課長 財務課長 施設課長 福利課長 県立学校教育課長 義務教育課長 保健体育課長 生涯学習振興課長 文化課長 全国高校総体推進課長
庁	職務のため 出席した者	(事務局) 総務課総務班班長 総務班主任

4 傍聴した者

記者1人

平成20年第4回(臨時会)県教育委員会会議

開会(15:58)

委員長	それでは、只今から平成20年第4回臨時県教育委員会会議を開催します。 はじめに会期の決定を行いますが、本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	それでは、この通り決定します。 次に前回会議録の承認を行います。鎌田委員お願いします。
鎌田委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているということですが、承認してよいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	この通り決定します。 今回会議録署名人は、比嘉委員にお願いします。
比嘉委員	はい。
委員長	次に教育長報告を行います。
教育長	今回は、報告事項はございません。
委員長	それでは、議事に入ります。 議題は議案が7件となっております。なお、議案第6号及び第7号は人事案件でありますので非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	この通り決定します。 それでは、議案第1号の説明をお願いします。
総務課長	(議案について説明)
鎌田委員	本県の育児休業制度の利用状況はどうか。
総務課長	教育委員会事務局職員ですと、平成18年度が9人で全て女性となってまして、平成17年度が10人でうち男性1人です。 学校職員ですと、平成18年度が239人で全て女性、平成17年度

	が231人でうち男性1人となっております。育児休業につきましては、公立共済から給料の70%の補てんがあります。今回導入される育児短時間勤務制度の実際の活用は、育児休業をとった職員が、その後に何らかの事情があつて引き続きこの制度を活用するということになると思います。条例は既に施行しておりますが、制度は、平成20年4月1日から運用となります。
鎌田委員	短時間勤務職員の補充をする任期付短時間勤務職員について、地域においては人材が見つからないのではないか。その対応策はどうなっているか。
総務課長	大きな課題であります。事務職員については、比較的代替職員の確保が可能だと考えていますが、教員という職種で、この制度による変則的な勤務に対応するとなりますと、制度の活用を希望する職員を早期に把握したり、地域単位で退職教員等の人材を確保したりということが必要かと考えています。
委員長	他にございませんか。 それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それでは、この通り決定します。 次に議案第2号ですが、議案第2号及び第3号は関連しますので、一括して説明をお願いします。
総務課長	(議案について説明)
東委員	教育委員会の責任体制を明確化するため、教育委員会の活動の自己点検・評価を行う上で、客観的な手法を取り入れることは大切なことであると考えるし、委員各人も襟を正して受け入れないといけない。だが、その外部の学識経験者を我々が指名したのでは、客観的な評価ができないのではないか。公平性を保つためにどのような手立てを考えているか。
総務課長	現在でも教育委員会では、各年度の主要施策を施策項目ごとに評価し、公表をしております。また、教育主要施策の成果報告書も議会に報告しております。今回の法改正では学識経験者の知見を付すとなっております。その方法等については、現在具体的に申し上げられませんが、予算は確保しておりますので、他県の実施状況も調査しながら、平成20年度中には実施してまいります。その際には、委員の皆様に報告をしながら、進めてまいります。
教育長	この件は、先の全国教育長協議会でも話題となりました。

	そこで、教育委員会の点検・評価というのは、これまでも県議会において行っているのに、そこにあえてまた今回のような制度をつくるのはいかがかという意見がありました。しかし、第三者機関としてまた新たにつくるべきだと文科省の説明もありまして、平成20年度中に新たな仕組み作りをしていくということになりました。
委員長	確かに、客観的な評価といったときには、学識経験者の選考もきちんと考えなければならない。今年度かけて具体的な方法については考えていくことでお願いしたい。 他にご質疑ございますか。 それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それでは、この通り決定します。 次に議案第4号ですが、議案第4号及び第5号は関連があるので、一括して説明をお願いします。
総務課長	(議案について説明)
比嘉委員	平成19年度より本庁で既にフラット化及び班制は導入され、メリット・デメリットが出ていていると思うが、これから出先等に導入するにあたり、その課題を踏まえた取り組みは行われているのか。
総務課長	一番のメリットは、権限移譲により意思決定の迅速化が図られ、事務の効率化ができたことと考えています。またデメリットとしては、チェック体制を見直すために副担当制もあわせて導入しているのですが、それが一部ではうまく機能しなかったということがありました。これについては、反省をしながら指導もしたのですが、出先等においても、これら取り組みを踏まえていきます。また、教育庁本庁では、フラット化及び班制を知事部局から2年遅れて導入したのですが、先行する知事部局においては、職員のモチベーションという観点から総括主査というような職の導入を検討しているようです。今後は、職員の士気を高めていくような仕組み作りが課題と考えております。
委員長	組織の改編によって、増員になる職場はあるのか。例えば、教育センターには総括という職が2つ新設されるが。
総務課長	教育センターの総括は、総括する班のうちのいずれかの班長を兼務しますので、実質的には増員ではありません。出先等全体としてみても定員減となります。
鎌田委員	図書館について、宮古、八重山両分館の組織改編はあるの

	か。
総務課長	両分館とも平成20年4月1日での改編はございません。ただ、平成21年度廃止の方向で調整を進めています。
委員長	他にございませんか。 それでは、この通り決定してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それでは、この通り決定します。 休憩します。 (以下は非公開部分なので、省略します)